多治見市公告第28号

（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計者の選定に関する審査を次のとおり行う。

　令和３年11月10日

多治見市長　古　川　雅　典

記

|  |  |
| --- | --- |
| 選定審査の目的 | 多治見市立（仮称）笠原義務教育学校の建設に係る提案書の提出を求めることにより、多治見市立(仮称)笠原義務教育学校整備基本構想を具現化する建築設計を実施するために必要となる設計事業者の学校建築に対する高度な創造性、技術力、業務経験等の資質を審査するもの。 |
| 事業番号 | 多教笠設委第１号 |
| 事業名 | （仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託 |
| 履行場所 | 多治見市笠原町3387番地の９　地内 |
| 履行期間 | 契約日から令和４年８月31日まで |
| 事業概要 | （仮称）笠原義務教育学校建設工事における基本等設計及び地形測量、地質調査等の業務を委託するもの。　（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務　　一式1. 基本設計業務（外構共）
2. 仮設校舎設計・積算業務
3. 建物及び工作物解体設計･積算業務（笠原小･中学校）
4. 外壁吹付塗材含有アスベスト調査業務（笠原小･中学校）
5. 地形測量業務
6. 地質調査業務
 |
| 参加条項を示す場所 | 多治見市役所総務部財政課　　 |
| 選定審査に参加する者に必要な資格 | 選定審査に参加する者は、次に掲げる条件のすべてを満たさなければならない。（１）２者で設計共同体（以下「共同体」という。）を組織するものとし、共同体の構成は、代表構成員１者、構成員１者とする。また、共同体は自主結成とし、代表構成員と構成員は同一の者であってはならない。（２）代表構成員は、次の①、②及び④を満たすものとする。また、構成員は、次の①及び②を満たすものとする。ただし、代表構成員及び構成員のうち１者以上が③を満たさなければならない。①この公告の日（以下「公告日」という。）において多治見市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者で、公告日から１年前の日までのいずれの日においても多治見市指名停止措置要領（平成２年告示第45号）の規定に基づく指名停止期間がないこと。なお、公告日から選定審査の実施日までに指名停止を受けた場合は、この選定審査の参加資格を失うものとする。②多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。）第６条第２項の規定により建築設計の競争入札に参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第７条第１項の規定により、岐阜県又は愛知県内に本社、入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を置いている支店若しくは営業所等として名簿に登録されていること。③審査要綱第６条第２項の規定により建築設計の競争入札に参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第７条第２項の規定により、多治見市内に本社として名簿に登録されていること。④一級建築士を５人以上置く者で、過去10年間に竣工した学校建築（小学校・中学校・義務教育学校に係る新築に限る。）に係る基本・実施設計業務を代表者として受託し、完了させた実績のあるもの。（実績については、岐阜県内又は愛知県内の本社又は支店若しくは営業所等に限らない。）（３）管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計業務における総合的な企画力、判断力、業務遂行管理能力、高度な技術能力及び経験を有する者を配置しなければならない。①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した設計業務を実施した経験を有する者②代表構成員に所属する者③建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士④大学卒業後13年以上の実務経験相当の能力を有する者（４）担当技術者は、次のいずれかの要件を満たし、かつ、設計図書の内容を的確に把握する能力、建築設計についての技術力及び経験を有する者とする。また、担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、担当主任技術者を１名ずつ選任し、配置しなければならない。この場合において、担当主任技術者は、担当技術者の要件のうち、①、④、⑤、⑥のいずれかを満たすものとし、建築（意匠）主任技術者は、管理技術者と兼務することができる。①建築士法第２条第２項に規定する一級建築士②建築士法第２条第３項に規定する二級建築士③大学卒業後5年以上の実務経験相当の能力を有する者④建築士法第10条の２の２第1項に規定する構造設計一級建築士⑤建築士法第10条の２の２第２項に規定する設備設計一級建築士⑥建築士法第２条第５項に規定する建築設備士なお、担当技術者については、建築（意匠）主任技術者と建築（構造）主任技術者を、電気設備主任技術者と機械設備主任技術者をそれぞれ兼任させることができる。 |
| 選定審査への参加及び参加資格審査の申請 | 選定審査に参加しようとする者は、次の参加資格審査申請書類を提出して、前記「選定審査に参加する者に必要な資格」を満たすことの確認を受けなければならない。（１）参加資格審査申請書類　①（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計者選定審査参加資格審査申請書（別紙１）②設計共同体構成員表（別紙２）③委任状（別紙３）（２）提出受付期間令和３年11月10日（水）から令和３年11月17日（水）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。（３）提出受付期限　令和３年11月17日（水）午後４時（４）提出場所　多治見市教育委員会事務局　教育総務課　学校施設グループ（５）提出方法提出場所への持参によることとし、その他の方法による提出は受け付けない。（６）参加資格審査結果の通知　資格審査の結果は、令和３年11月19日（金）までに共同体代表構成員に対して通知する。（７）その他　①提出受付期限までに参加資格審査申請書類が提出されないとき、又は参加資格審査により参加資格がないと認められたときは、この公告に係る選定審査に参加することができない。　②参加資格審査申請に要する一切の費用は、共同体の負担とする。　③提出された参加資格審査申請書類は、返却しない。 |
| 参加資格審査申請書類の配布 | 参加資格審査申請書類は、多治見市ホームページ上に公開して配布する。多治見市ホームページアドレス　<http://www.city.tajimi.lg.jp> |
| 選定審査の提出書類 | 選定審査の提出書類は、「（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計者選定審査実施要領」に基づき調製すること。（１）提出受付期間　令和３年11月24日（水）から令和３年12月23日（木）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。（２）提出受付期限令和３年12月23日（木）午後４時（３）提出場所多治見市教育委員会事務局　教育総務課　学校施設グループ（４）提出方法提出場所への持参によることとし、その他の方法による提出は受け付けない。 |
| 選定審査提出書類に関する質疑及び当該質疑に対する回答 | 選定審査に参加申請した者は、「（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計者選定審査実施要領」に基づき、選定審査提出書類に関する質疑を行うことができる。（１）提出受付期間　令和３年11月10日（水）から令和３年11月17日（水）までの期間中の各日午前９時から午後４時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。（２）提出受付期限令和３年11月17日（水）午後４時（３）提出場所多治見市教育委員会事務局　教育総務課　学校施設グループ（４）提出方法　指定様式を使用し、ＦＡＸにより提出すること。（５）回答日時　令和３年11月24日（水）午後４時まで随時 |
| 選定審査の実施 | 　選定審査は、「（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計者選定審査実施要領」に基づき実施する。（１）審査実施日時　令和４年１月17日（月）時間未定（参加者数により決定）　　　　　　　　　（２）審査実施場所　多治見市役所駅北庁舎４階第１会議室予定（参加者数により決定） |
| 選定審査結果の通知 | 選定審査結果は、令和４年１月26日（水）までに共同体代表構成員に対して通知する。 |
| 選定審査の中止 | 天災その他のやむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた共同体の損害は、当該共同体の負担とする。 |
| 設計者の選定 | 選定審査の結果、最高点を得た案を提出した共同体をこの公告に係る基本設計業務委託契約における契約相手方候補者として選定し、本市と当該共同体との間で（仮称）笠原義務教育学校建設工事建築基本設計業務委託契約（随意契約）を締結する。 |
| 選定審査参加報酬 | 選定審査に参加した共同体に対し、参加報酬として、一共同体につき金10万円（消費税を含む。）を支払う。ただし、基本設計業務委託契約における契約相手方候補者として選定された共同体を除く。 |
| その他 | この公告に記載のない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）及び本市の財務に関する規則等の定めるところによる。 |
| 事務局 | 〒507-8787　岐阜県多治見市音羽町１丁目233番地多治見市教育委員会事務局　教育総務課　学校施設グループTEL　0572-23-5846（直通）FAX　0572-23-5862 |

以上